

船橋市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴う休日の保育の需要に対応するため、休日保育事業（以下「事業」という。）を実施し、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育所)

第2条 事業の実施保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により市が設置した保育所又は同条第4項の規定により認可された保育所（以下「認可保育所」という。）のうち、市長が承認した保育所とする。

(事業の承認及び廃止)

第3条 前条の承認を受けようとする認可保育所の設置者は、休日保育事業実施承認申請書（第1号様式）を、事業を実施しようとする前年の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の休日保育事業実施承認申請書を受理した場合は、内容を審査し休日保育事業実施承認・不承認通知書（第2号様式）により、事業の承認・不承認について通知するものとする。

3 前条の承認を受けた認可保育所の設置者（以下「事業実施者」という。）が事業を廃止しようとするときは、その廃止の日の2か月前までに、休日保育事業廃止届（第3号様式）により市長へ届け出なければならない。ただし、天災その他の事由により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(実施日)

第4条 事業の対象となる休日とは、次に掲げる日とする。ただし、1月1日から1月3日までの日を除く。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から12月31日までの日

(対象児童)

第5条 事業の対象となる児童は、次に掲げる児童のうち、休日において保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5及び子ども・子育て支援法施行細則（平成26年9月30日船橋市規則第120号）第2条に規定する事由のいずれかに該当する児童（以下「対象児童」という。）に限る。

- (1) 船橋市内に居住し、法第24条の規定に基づき、現に認可保育所、認定こども園又は子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下「地域型保育事業」という。）を利用している児童(子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する児童に限る。)
- (2) 船橋市外に居住し、法第24条の規定に基づき、船橋市内の認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業を利用している児童(子ども・子育て支援法第19

条第2号及び第3号に規定する児童に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、事業実施者において、当該児童の受入が健康状況等からみて困難であると認める場合には、当該事業実施者においては対象児童としないことができる。

(利用時間)

第6条 利用時間は、原則として午前7時から午後7時までとする。

(定員)

第7条 定員は、1日あたり概ね15名程度とする。

(実施体制)

第8条 事業実施者は、事業の実施にあたり、保育士2名以上、及び、対象児童数に応じて事業を実施するために必要となる職員を配置しなければならない。

- 2 事業実施者は、事業を利用する対象児童(以下「利用児童」という。)に対して、適宜、間食又は給食等を提供することとする。ただし、利用児童の保護者による、弁当の持参でも差し支えないものとする。
- 3 事業実施者は、実施日において利用児童がいない場合は、閉所して差し支えないものとする。

(事前登録)

第9条 事業による保育を希望する対象児童の保護者は、利用開始の希望日の7日前までに休日保育登録票(第4号様式)に必要書類を添付して事業実施者に申し込むものとする。ただし、事業実施者が緊急の必要があると認める場合に係る申込みは、この限りでない。

- 2 事業実施者は、前項の申込みがあった場合は、内容を審査し、登録を承認するものとする。
- 3 事業実施者は、前項の規定により登録を承認したときは、速やかに休日保育登録済証明書(第5号様式)により、申込みをした保護者(以下「利用保護者」という。)に通知するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、事業実施者が不要と認める場合は、市と協議の上(ただし、事業実施者が市長の場合を除く。)前3項に規定する手続きを省略できるものとする。

(登録内容の更新)

第10条 利用保護者は、毎年度初回の利用時に前条の登録内容について事業実施者の確認を受け、更新するものとする。

(登録の取消)

第11条 事業実施者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込み又は不正な手続きにより、登録の承認をうけたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により、保育を継続することが困難と認められるとき。

(利用手続き)

第12条 利用保護者は、前条の登録の承認を受けたのち、利用希望日の属する月の

前月の初日から利用希望日の7日前までの間に、事業実施者に対し、事業実施者が指定する方法で利用希望日の予約を行うものとし、事業実施者は利用の可否を決定するものとする。ただし、事業実施者が緊急の必要があると認める場合に係る予約は、この限りでない。

(在園確認書の提出)

第13条 利用保護者は、毎月、第4条に規定する休日以外の日利用児童が利用している第5条第1項各号に規定する保育施設から在園確認書(船橋市休日保育事業専用)(第6号様式)の提供を受け、当該月の初回利用時に事業実施者(市長を除く。)へ提出しなければならない。(費用の負担)

第14条 利用保護者は利用料として、別表に定める金額を事業実施者に納入しなければならない。

2 前項の利用料は、利用児童の、利用した日の属する年度の初日現在の満年齢により決定するものとする。

3 前項までの規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯は、利用料は無料とする。

4 事業実施者は、利用児童に対して間食又は給食等を提供する場合のほか、児童を保育するにあたり特別に必要となる消耗品等が生じたときは、その保護者から実費を徴収することができる。

(利用状況の報告)

第15条 事業実施者は、毎月の事業の利用の状況を休日保育利用状況報告書(第7号様式)により、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成31年度に限り、4月30日から5月2日までの日は、事業の対象となる休日には含まないものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2 第9条の規定にかかわらず、令和5年8月31日以前より休日保育事業を利用中の者にあつては、同条各項に掲げる手続きを要しない。

利用料

区 分	午前7時～午後7時
3歳未満児	2,700円
3歳以上児	1,500円

備考

- 1 この表の利用時間をやむを得ない理由で超える場合は、利用料に加えて超過時間に応じて実施施設が定める額を徴収するものとする。なお、額についてはあらかじめ申込時等に保護者に対し説明し、同意を得ること。

(令5・一部改正)

第 1 号様式

休日保育事業実施承認申請書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

法人名

代表者名

船橋市休日保育事業実施要綱に規定する休日保育事業を実施したいので、同要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、休日保育事業の実施の承認を申請します。

記

実施保育所名	
所在地	船橋市
実施時期	年 月 日から
実施場所	別添図面のとおり
備考	

船保入第 _____ 号
年 月 日

休日保育事業実施承認・不承認通知書

所在地
法人名
代表者名 _____ 様

船橋市長 _____ 印

年 月 日付けにて申請のありました休日保育事業の実施について、
(承認 ・ 不承認) しますので、船橋市休日保育事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき通知します。

記

実施保育所名	
所在地	船橋市
実施時期	年 月 日から
不承認の場合 その理由	
備考	

第3号様式

休日保育事業廃止届

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

法人名

代表者名

年 月 日付け船保 第 号で承認を受け実施する休日保育事業について、下記のとおり廃止したいので、船橋市休日保育事業実施要綱第3条第3項の規定により届け出します。

記

実施保育所名	
所在地	船橋市
事業廃止時期	年 月 日
廃止の理由	

年 月 日

休日保育事業実施者 あて

住 所 _____

保護者氏名 _____

電話番号 () _____

休日保育の利用を希望するので、次のとおり登録いたします。

ふりがな		生年月日	年 月 日生
児 童 名		性 別	男・女
利 用 理 由	父 就労 疾病 看護・介護 通学 その他()	母 就労 疾病 看護・介護 通学 出産 その他()	
現利用施設名	※平日にお子様が入所・利用している施設名をご記入ください。		

※登録児童と同居する方全てについて、以下に記載してください。

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先 (電話番号)	電話電話

健康保険証	記号	番号	保険者番号	名称
かかりつけの病院	病院名		住所	電話番号
緊急連絡先 (必ず連絡がとれる方)	氏名		住所	電話番号
	①			
	②			
	③			

上記内容に変更があった場合は、必ず実施園にお知らせください。

休日保育登録済証明書

年 月 日

(住所)

(保護者氏名)

_____ 様

(登録児童名)

_____ 様

上記登録児童につきまして、休日保育の利用登録が済んでいることを証明します。
なお、本登録済証明書は、必ず利用ができることを保証するものではありません。

(休日保育事業実施者)

利用にあたっては、以下の事項について、ご注意ください。

- お迎えは時間に余裕をもってきてください。休日保育の利用時間は19時までですので、必ずそれまでにお迎えにきてください。
- 長期間連続しての通園はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育のご利用の際にはご注意ください。
- 連絡なくキャンセルや、遅刻をした場合には、以降の利用をお断りすることがあります。

在園確認書（船橋市休日保育事業専用）

休日保育事業実施者 あて

下記の者は、本園に在園していることを確認しました。

児童氏名 _____（ 年 月 日生）

_____（ 年 月 日生）

年 月 日

ふだん在籍している保育施設名： _____

確認者 _____

保護者の方へ

下記注意事項を確認・署名のうえ、ふだん在籍している保育施設に証明を依頼してください。

- この確認書は船橋市休日保育事業専用であり、他の目的には使用できません。
- 在園確認書は毎月利用施設にご提出くださいますようお願いいたします。
- 休日保育の利用状況は保育入園課を通じて在園保育園・認定こども園等にお伝えいたします。なお、長期間連続しての通園はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育のご利用の際にはご注意ください。
- 連絡なくキャンセルや、遅刻をした場合には、以降の利用をお断りすることがございます。
- お迎えは時間に余裕をもってきてください。

上記事項確認いたしました。

保護者氏名 _____

※ 在園証明発行には時間がかかる場合がございますので、余裕をもってふだん在籍している保育施設にお願いをしてください。

第7号様式

休日保育利用状況報告書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

法人名

代表者名

年 月分の休日保育利用状況について、船橋市休日保育事業実施要綱第15条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1. 新規利用申込みの状況

新規申込件数	うち対象児としないもの

2. 利用の状況

要件区分 実施日	保護者利用要件別件数						合計
	就労	疾病	看護・介護	通学	出産	その他	
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
日()							
合計							

3. 利用料等の状況

区 分	単 価	利用人数 (うち生活保護世帯)	徴収金額	備 考 (実費徴収金の内容等)
3歳未満児	2,700円	人(人)	円	
3歳以上児	1,500円	人(人)	円	
実費徴収金	円	人	円	
	円	人	円	
	円	人	円	
合 計	—	—	円	

備考

- 「保護者利用要件別件数」は、原則として母親の状況により区分すること。母親のいない世帯については、主に児童を養育している保護者の状況により区分すること。
- 「その他」に区分した要件については、別紙（書式任意）に個々の要件及び件数内訳を記載し添付すること。
- 生活保護世帯の利用があった場合には、生活保護受給者証明の写しを添付すること。

第7号様式 明細

1. 新規利用申込内訳

No.	児童氏名	住所（町丁目）	生年月日	要件		現入所保育所名	受付年月日
				父	母		
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日

※「要件」欄には、次の記号を記入すること・・・A 就労 B 疾病 C 看護・介護 D 通学 E 出産 F その他

第7号様式 明細

2. 利用内訳

No.	利用日	利用児童氏名	住所(町丁目)	生年月日	年齢	要件		現入所保育所名	利用料	実費徴収金	合計
						父	母				
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円
	日()			・					円	円	円

※「要件」欄には、次の記号を記入すること・・・A 就労 B 疾病 C 看護・介護 D 通学 E 出産 F その他

※「年齢」欄は当年度の初日現在の年齢（利用料徴収基準年齢）を記入すること。